令和７年度　第１回
名古屋市子どもの未来を応援するプロジェクトチーム会議

日時：令和７年８月 18 日（月）10 時 30 分
会場：特別会議室

〔 議 題 〕

1　プロジェクトチーム設置規定の一部改正について　（資料 1）

2　事業の実施状況(令和６年度の総括を含む)
- (1) 学習支援事業(中学生・高校生世代)　（資料 2～2-8)
- (2) ひとり親家庭の子どもの居場所づくり事業　（資料 3～3-3)
- (3) 子どもの未来応援講師・特設講座　（資料 4～4-2)
- (4) 高等学校給付型奨学金・高等学校入学支援金　（資料 5～5-3)
- (5) なごや子ども応援委員会について　（資料 6)
- (6) 仕事・暮らし自立サポートセンターについて　（資料 7)
- (7) ひとり親家庭等への大学受験料等補助　（資料 8～8-2)
- (8) 子ども食堂について　（資料 9)

3　学習支援事業（中学生・高校生）の課題と対応案　（資料 10)

〔 参考資料 〕
- (1) 子どもの未来を応援するプロジェクトチーム会議の概要　＜参考資料 1＞
- (2) 子どもの未来を応援するプロジェクトチーム設置規程　＜参考資料 2＞

資料１

名古屋市子どもの未来を応援するプロジェクトチーム設置規程

（設置）

第 1 条　子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を推進することを目的とし、名古屋市子どもの未来を応援するプロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

（検討事項）

第 2 条　プロジェクトチームは、次の各号に掲げる事項を検討する。

(1)　子どもの学習支援事業に関すること。

(2)　子どもの居場所づくり事業に関すること。

(3)　貧困の連鎖防止ネットワーク事業に関すること。

(4)　その他プロジェクトチームが必要と認めたこと。

（組織）

第 3 条　プロジェクトチームは、リーダー及び別表 1 に掲げるメンバーをもって組織する。

2　リーダーは、子ども青少年局主管副市長とする。

3　リーダーに事故があるときは、子ども青少年局長がその職務を代行する。

~~3~~4　リーダーは、プロジェクトチームの会議（以下「チーム会議」という。）を招集し、主宰する。

~~4~~5　リーダーが必要と認めるときは、第 1 項に規定するメンバー以外の関係職員にチーム会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（作業部会）

第 4 条　プロジェクトチームに作業部会を置き、別表 2 に掲げるメンバーをもって組織する。

2　作業部会は、リーダーの命を受け、プロジェクトチームの検討事項を整理し、調査及び検討する。

（事務局）

第 5 条　プロジェクトチームの事務を処理するため、プロジェクトチームに事務局を置く。

2　事務局に事務局長を置き、事務局長は、子ども青少年局担当局長（子ども未来企画）とする。

3　前各項に定めるもののほか、事務局に関して必要な事項は、リーダーが定める。

（雑則）

第 6 条　この規程に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営その他必要な事項は、リーダーが定める。

附則

この規程は、平成 28 年 8 月 4 日から施行する。

附則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則
この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則
この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則
この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則
この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則
この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則
この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附則
この規定は、令和 7 年 8 月　 日から施行する。

別表１

健康福祉局長
子ども青少年局長
教育長

別表２

健康福祉局地域共生推進部担当課長（包括的支援の推進に係る企画調整）
健康福祉局生活福祉部保護課長
子ども青少年局子ども未来企画部子ども未来企画課長
教育委員会事務局教育支援部学事課長
教育委員会事務局新しい学校づくり推進部子ども応援課長
教育委員会事務局教育支援部義務教育課長

資料２

中学生の学習支援事業

１　趣　旨

家庭環境や学力面で高校進学に課題を抱えるひとり親家庭、生活保護世帯及び生活困窮世帯の中学生に対して無料の学習会を開催し、学習習慣を定着させ、学習及び進学の意欲や、児童の自立への意識を醸成するとともに、児童の居場所づくりの活動や保護者の養育支援などを総合的に実施することで、対象世帯の自立を促進することを目的とする。

２　沿　革

平成25年度	**健康福祉局　事業開始** 5か所（健康福祉局　5か所）
平成26年度	健康福祉局　会場拡充、**子ども青少年局　事業開始** 15か所（健康福祉局　11か所、子ども青少年局　4か所）
平成27年度	健康福祉局　会場拡充、子ども青少年局　会場拡充 44か所（健康福祉局　24か所、子ども青少年局　20か所）
平成28年度	**健康福祉局と子ども青少年局で事業を一体的に実施** 健康福祉局　会場拡充、子ども青少年局　会場拡充 68か所（健康福祉局　32か所、子ども青少年局　36か所）
平成29年度	子ども青少年局　会場拡充 143か所（健康福祉局　32か所、子ども青少年局 111か所）
平成30年度	子ども青少年局　会場拡充 **150か所（健康福祉局　32か所、子ども青少年局 118か所）**
令和元年度～	会場拡充なし 150か所（健康福祉局　32か所、子ども青少年局 118か所）

※会場か所数は各年度末で整理

３　概　要

内　　容	1回2時間程度の学習支援を行うことで、学習に対する意欲の低下を防止し、家庭における学習に積極的に取り組めるよう支援を行う。
対 象 者	本市在住の母子家庭又は父子家庭（児童扶養手当受給者または同様の所得水準である世帯）又は生活保護受給世帯並びに生活困窮世帯に属する中学1～3年生
実施か所	市内 150か所（子青会場 118か所／健福会場　32か所）
定　　員	1か所あたり12名、合計1,800名（子青会場 1,416名／健福会場384名）
回　　数	週1回型：年間50回以上（52回まで） 週2回型：年間92回以上（96回まで）
利 用 料	無料
実施体制	1か所あたり：運営責任者1名、学習サポーター4名（児童3人に1人）

４　学校との情報共有・連携について

○事業を利用する児童にとっての利益という観点に立ち、事業を効果的に実施するために、学習支援事業の受託事業者と児童が在籍する中学校との間で、必要な情報共有・連携を図る。

○令和7年度は4月末時点で**513名**の児童から「学校との情報共有・連携の承諾書」を取得済み。

※基本的には当該児童の学習面や学校生活の情報とし、保護者との関係や家庭環境等の情報の提供は行わない。

資料２－２

令和6年度　中学生の学習支援事業の参加状況（令和7年3月）

（１）参加児童数

（単位：人）

区　分		ひとり親	生活保護	生活困窮	計
健康福祉局契約会場（32か所）		**243**	**57**	**28**	**328**
	中学1年生	63	12	6	**81**
	中学2年生	97	16	11	**124**
	中学3年生	83	29	11	**123**
子ども青少年局契約会場（118か所）		**787**	**117**	**47**	**951**
	中学1年生	196	30	12	**238**
	中学2年生	272	37	12	**321**
	中学3年生	319	50	23	**392**
合　計（150か所）		**1,030**	**174**	**75**	**1,279**
	中学1年生	259	42	18	**319**
	中学2年生	369	53	23	**445**
	中学3年生	402	79	34	**515**

（２）辞退児童数

（単位：人）

区　分		ひとり親	生活保護	生活困窮	計
健康福祉局契約会場（32か所）		**6**	**2**	**0**	**8**
	中学1年生	0	0	0	**0**
	中学2年生	5	2	0	**7**
	中学3年生	1	0	0	**1**
子ども青少年局契約会場（118か所）		**19**	**2**	**0**	**21**
	中学1年生	6	0	0	**6**
	中学2年生	6	1	0	**7**
	中学3年生	7	1	0	**8**
合　計（150か所）		**25**	**4**	**0**	**29**
	中学1年生	6	0	0	**6**
	中学2年生	11	3	0	**14**
	中学3年生	8	1	0	**9**

※参加登録前の辞退を含まない

会場再配置後の中学校区別設置状況

番号	区	中学校区	番号	区	中学校区	番号	区	中学校区
1	千種	今池	42	瑞穂	田光	84	緑	鳴海
2		★城山	43		☆瑞穂ヶ丘	85		有松
3		振甫	44		萩山	86		○大高
4		千種台	45		☆汐路	87		☆鳴子台
5		若水	46		津賀田	88		東陵
6		☆千種	47	熱田	沢上	89		千鳥丘
7		★東星	48		☆宮	90		神沢
8	東	あずま	49		日比野	91		扇台
9		冨士	50	中川	一色	92		神の倉
10		★桜丘	51		長良	93		滝ノ水
11		矢田	52		山王	94		左京山
12	北	☆若葉	53		一柳	95		★鎌倉台
13		志賀	54		八幡	96	名東	猪高
14		大曽根	55		昭和橋	97		神丘
15		★八王子	56		富田	98		高針台
16		楠	57		はとり	99		猪子石
17		北陵	58		助光	100		☆藤森
18		北	59		供米田	101		牧の池
19	西	浄心	60		☆高杉	102		上社
20		菊井	61	港	港南	103		香流
21		名塚	62		港北	104	天白	天白
22		天神山	63		東港	105		御幸山
23		山田	64		南陽	106		☆久方
24		☆山田東	65		宝神	107		平針
25		平田	66		当知	108		南天白
26	中村	豊国	67		港明	109		○植田
27		笹島	68		☆南陽東	110		原
28		★笈瀬	69	南	本城			
29		御田	70		★新郊			
30		豊正	71		桜田			
31		黄金	72		大江			
32		日比津	73		名南			
33	中	前津	74		南光			
34		伊勢山	75		明豊			
35		☆白山	76	守山	守山			
36		★丸の内	77		守山東			
37	昭和	桜山	78		守山西			
38		★北山	79		志段味			
39		☆川名	80		吉根			
40		円上	81		大森			
41		☆駒方	82		守山北			
			83		☆森孝			

再配置前　設置学区　86区
→ 再配置後　設置学区　**101区**

☆再配置後　新規設置学区　15区
○再配置後　増設学区　2区
（※会場不足人数が高い学区）
★再配置後　未設置学区　9区

※会場不足人数
（想定参加者数）
－（会場定員数）

令和6年度 中学生の学習支援事業利用者アンケート（令和6年11月実施）

区分	児童	前年比	保護者	前年比
アンケート対象者数［件］	1,246	25	1,246	25
アンケート回収数［件］	722	76	545	31
アンケート回収率［%］	57.9%	2.2	43.7%	△ 13.1

＜児童アンケート＞

学習会に参加してよかった　94.1%　参加しない方がよかった　5.9%

○学習会のことを聞いて

参加してみたいと思った	79.9%	参加したくなかった	20.2%
（上位理由・複数回答）		（上位理由・複数回答）	
①親に勧められた	63.5%	①面倒くさいから	69.4%
②成績を上げたかった	62.6%	②勉強が嫌いだから	66.0%
③進路のため	37.5%	③知らない人がいるから	22.2%
うち、参加した結果		うち、参加した結果	
参加してよかった	**97.2%**	参加してよかった	**76.4%**
参加しない方がよかった	1.9%	参加しない方がよかった	21.5%

参加してよかった理由		参加しない方がよかった理由	
（上位理由・複数回答）		（上位理由・複数回答）	
①わからないことが聞きやすい	61.1%	①勉強したくない	45.2%
②勉強以外にも楽しいことがある	36.4%	②成績が上がらない	28.6%
③学習サポーターと話ができる	30.2%	③居心地が悪いから	26.2%

当初、「学習会に参加したくない」と思っていた児童のうち、75%以上のの児童が「参加してよかった」と肯定的な意見に転じている。また、参加してよかった理由からは、学習面のみでなく会場の居場所的機能についても価値を見出していることが読み取れる。
反対に参加しないほうがよかった理由は、「勉強したくない」、「成績が上がらない」など、学習への抵抗感や学習塾の代替としての認識が強いことが読み取れる。

＜保護者アンケート＞

○子どもが学習会に参加した結果

参加させてよかった	98.5%	参加させない方がよかった	1.5%
（上位理由・複数回答）		（上位理由・複数回答）	
①参加すると勉強するから	65.9%	①子どもが通いたがらないから	87.5%
②子どもが楽しそうに通っているから	36.3%	②成績が上がらないから	50.0%
③相談や質問ができる居場所だから	35.0%	③学習習慣が身につかないから	25.0%

○子どもが学習会に参加する前と比べての変化について

子どもに変化があった		自分自身に変化があった	
（上位３つ）		（上位３つ）	
①子どもが勉強に対して前向きになった	56.5%	①子どもの将来について考えることが増えた	60.2%
②いろいろな年代の人と話すことができるようになった	50.6%	②勉強についての話をすることが増えた	57.8%
③人の話を聞くことができるようになった	37.2%	③自分自身（保護者）にも前向きな変化があった	46.2%

学習会に参加させてよかったと感じている保護者がほとんどであり、その理由から、子どもが勉強するという学習面の効果だけでなく、居場所的機能による学習に限らない前向きな変化を感じていることが把握される。児童の変化に合わせて、保護者自身も子どもの将来について考えることが増えるなどの良い変化が生まれている。

資料２－５

高校生世代への学習・相談支援事業

１　趣　旨

中学生の学習支援事業を利用したことがある高校生世代の児童等に対して、自主学習の場の提供による高校生活への定着支援や児童交流の取り組みを行うとともに、職業や進路、家庭環境や友人関係など様々な悩みに対する相談支援を行うことで、対象児童に自分の将来を考えるきっかけを提供することにより、学校から社会への移行を考え始める高校生世代の児童等に対して学習・相談を含めた包括的な支援を行うことを目的とする。

２　沿　革

平成28年度	**健康福祉局　事業開始** 24か所（健康福祉局　24か所）
平成29年度	**子ども青少年局　事業開始** 68か所（健康福祉局　32か所、子ども青少年局　36か所）
平成30年度	子ども青少年局　会場拡充 143か所（健康福祉局　32か所、子ども青少年局 111か所）
令和元年度	子ども青少年局　会場拡充 **150か所（健康福祉局　32か所、子ども青少年局 118か所）** **巡回支援・針路探し講演会を新規拡充**
令和3年度	巡回支援、針路探し講演会（R3まで）を情報提供に変更 **オンライン学習支援サービスを活用した学習面の支援を実施**
令和7年度	学習面の支援について、オンライン学習支援サービスを**大学受験等に向けたオンライン学習支援**に内容変更して実施

３　概　要

（１）対象者

中学生の学習支援事業を利用したことがある高校生世代の子ども、および本事業への参加を希望するもので、区役所等において参加が適当と認められる子ども。

（２）支援内容

ア　会場における支援

中学生時代から通いなれた会場において、自主学習の場を週１回提供。あわせて、子どもが馴染みのある学習サポーターがいる会場に通うことにより、中学生時代から継続性のある居場所支援を行う。

また参加登録者のうち、不参加が続いている児童については、定期的に電話や手紙による近況把握を行う

イ　巡回支援・情報提供

相談対応に専門的な知識を要する職業や進路等の悩みに対し、キャリア関連の資格等を持つ支援員が各学習会場を年間3～4回ずつ巡回し、対象者に対する個別面談による相談支援や、子ども自身が進路や将来を具体的に想像する機会の提供を行う。また、各会場へキャリア支援に関する情報提供等を行う。

ウ　大学進学等に向けたオンライン学習支援（R7から）

夏季・冬季の長期休暇において、オンラインでの少人数双方向型の学習支援を実施（夏季20回、冬季6回を想定）。事前に個別学習面談を行い、子ども自身の学力や目標に合わせた学習プランを作成する。実施した学習の状況やプランについて、普段通っている学習支援会場に情報提供され、支援に活用していく。

4　学校との情報共有・連携について

○事業を利用する児童にとっての利益という観点に立ち、事業を効果的に実施するために、中学生と同様に高校生世代においても、学習支援事業の受託事業者と児童が在籍する名古屋市立の高等学校及び特別支援学校との間で、必要な情報共有・連携を図る。（令和5年度より実施）

資料２－６

R7年度～　会場運営にかかるサポート体制について（個別対応事例）

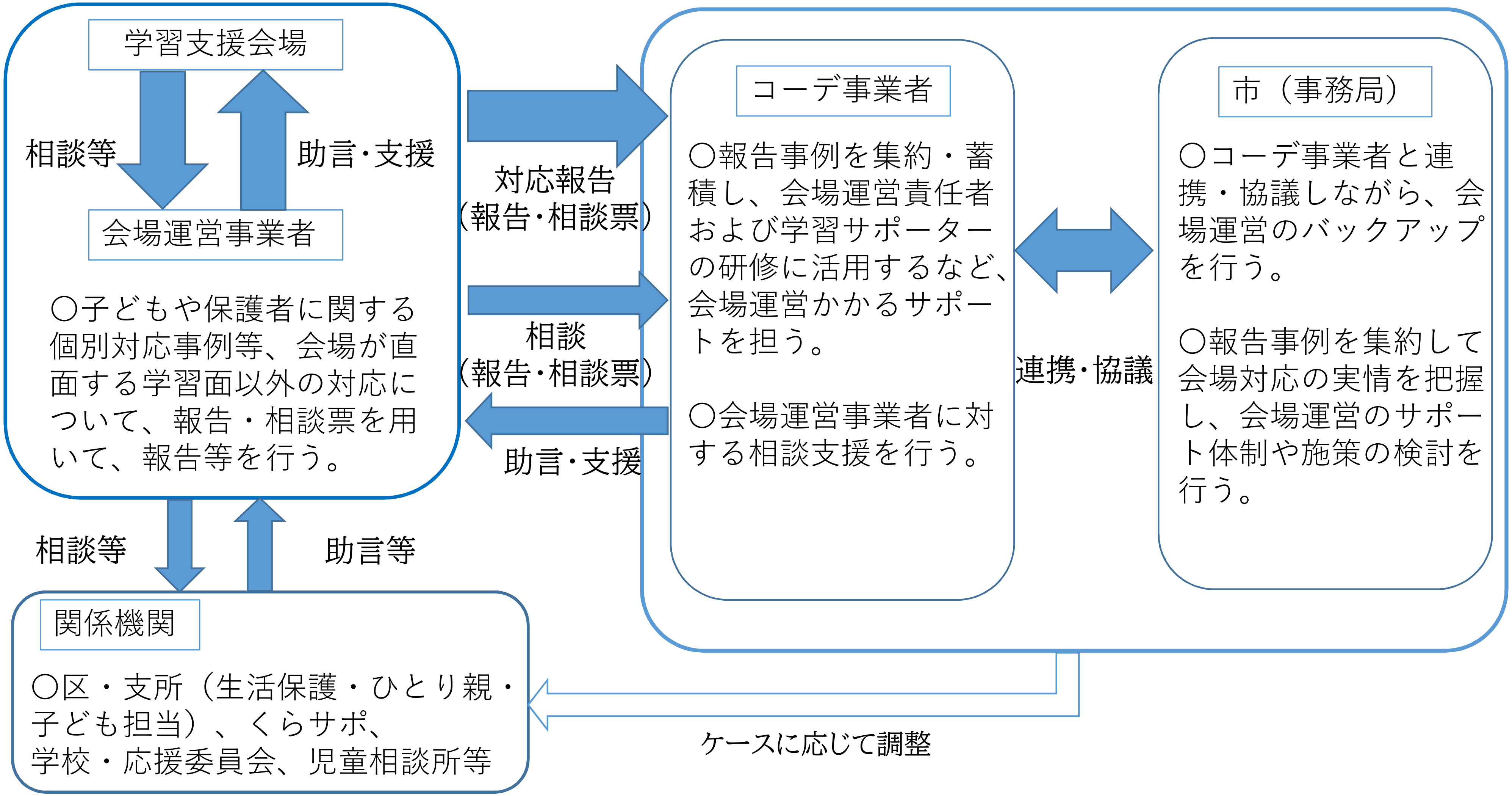

巡回支援事業拡充（サポート体制拡充）について

〇経緯（サポート体制）

R6年度教育子ども委員会(市総合計画2028 所管事務調査)において、「会場運営のサポートを行政が行った方がよいのではないか」と指摘（自民 ふじた委員）があり、R7年度からコーデ事業者と市が連携して会場運営をバックアップする枠組みを構築し実施している。（市総合計画2028、わくわくプラン2029に掲載）。

〇現状と課題

・巡回支援事業は対象者への職業や進路等の悩みについて、巡回支援員が専門的な立場から助言等を行い、包括的な相談支援を行うことを目的としてきた（Ｒ１事業開始）。

・多くの対象者が進路等の相談を行う一方で、対象者にとって直接自身の生活に関わらない巡回支援員による個別面談は「日頃から抱え込んでいた悩みや問題を吐露しやすい場」となる一側面があり、時に対象者の深刻な現状を受け止め把握することがある。

・こうした配慮事項のある相談については、巡回支援事業者から会場運営事業者に速やかに報告が行われ、会場運営事業者が個別に対応したり、巡回支援による継続面談（年3回程）を行いながら事業者間で連携して対象者を支援してきた経過がある。

・このような実態に合わせて、配慮事項のあるケースについては巡回支援による面談が有用であり、**対象者及び会場運営の支援の充実のため、巡回面談を対象者の実情に合わせて拡充することが望ましい。**

〇実績（R6）　（人）

対象者	のべ面談数	面談実人数
高校生世代	166	118
中学生	758	542
計	924	660

のべ面談数	924
うち配慮事項報告あり（重複あり）	436

※実人数は100人超ほど

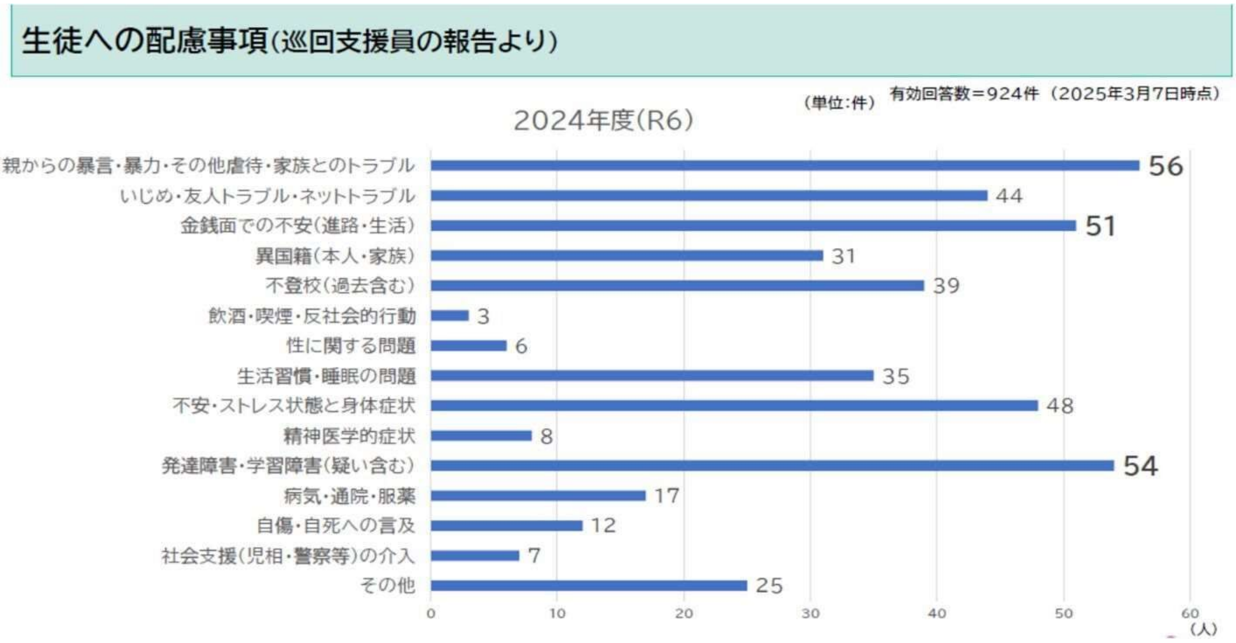

高校生世代への学習・相談支援事業における大学進学等に向けたオンライン学習支援

学習面の支援の強化

現状
高校生世代への学習・相談支援事業において、タブレット端末を活用したオンライン学習支援サービスを希望者に配布し、会場で活用することで、個々の学力や目的に応じた学習面の支援を実施している。また、自宅等への持ち帰りも可能としている。

課題
利用者数の低迷が続いている
R3.3：69人⇒R6.3：26人

【要因】
・学校や塾でも同様の学習サービスがあるため、必要がないと返答される。
・学校でタブレットやアカウントを持っているなど、わざわざ違うアカウントで利用したいというニーズが見られにくい。など
（R5会場業務受託者へのアンケート）

R7～実施
現状と同様の対象者に対して、**夏休み・冬休みの長期休暇**において、**オンラインでの個別指導型**の学習支援を実施する。受講期間中の学習支援の状況等については、**普段通っている学習支援会場に情報提供**し、普段の支援に活用する。この個別指導の中で、進学に向けた学力も含めた児童自身の立ち位置を把握してもらいながら、受験に向けての順序だてや戦略等についても指導していく。

※令和６年度においてオンライン学習支援サービスを利用しており、令和７年度も引き続き利用を希望する児童ついては、既存のオンライン学習支援サービスが利用ができるものとする。

業務概要（案）

業務委託する受託者を企画競争により選定することで、より効果的な方法での実施を想定

①周知及び利用申込の受付
募集対象：高校生世代への学習・相談支援事業参加者（５００人程度）
↓
オンライン学習支援対象者（希望者）：１３５人程度（想定）

②学習プランの作成
個別学習面談の中で学習計画の立て方や勉強法についてのアドバイスを行ったうえで、対象者の現状と目標を踏まえた学習プランの作成を行う。

③オンライン学習支援実施
夏季休暇期間及び冬季休暇期間に対象者ごとに作成した学習プランに沿って、オンラインによる双方向型の少人数での個別学習支援を実施する。また、夏季休暇及び冬季休暇の各オンライン学習支援期間の終了後、支援結果についてアセスメントを行い、対象者へフィードバックを行う。

実施概要
対象者１人当たりの実施回数：夏季休暇⇒２０回、冬季休暇⇒６回（１回約２時間）
対象者４人以内に対し、学習支援員１名が対応。

④会場事業者への情報提供
各オンライン学習支援期間の終了後、各対象者の学習プラン、オンライン学習支援の実施状況及び対象者へのフィードバック内容等について、対象者ごとに参加している会場の受託事業者に対して、普段の支援の参考にできるように情報提供を行う。

年間の実施フロー（想定）

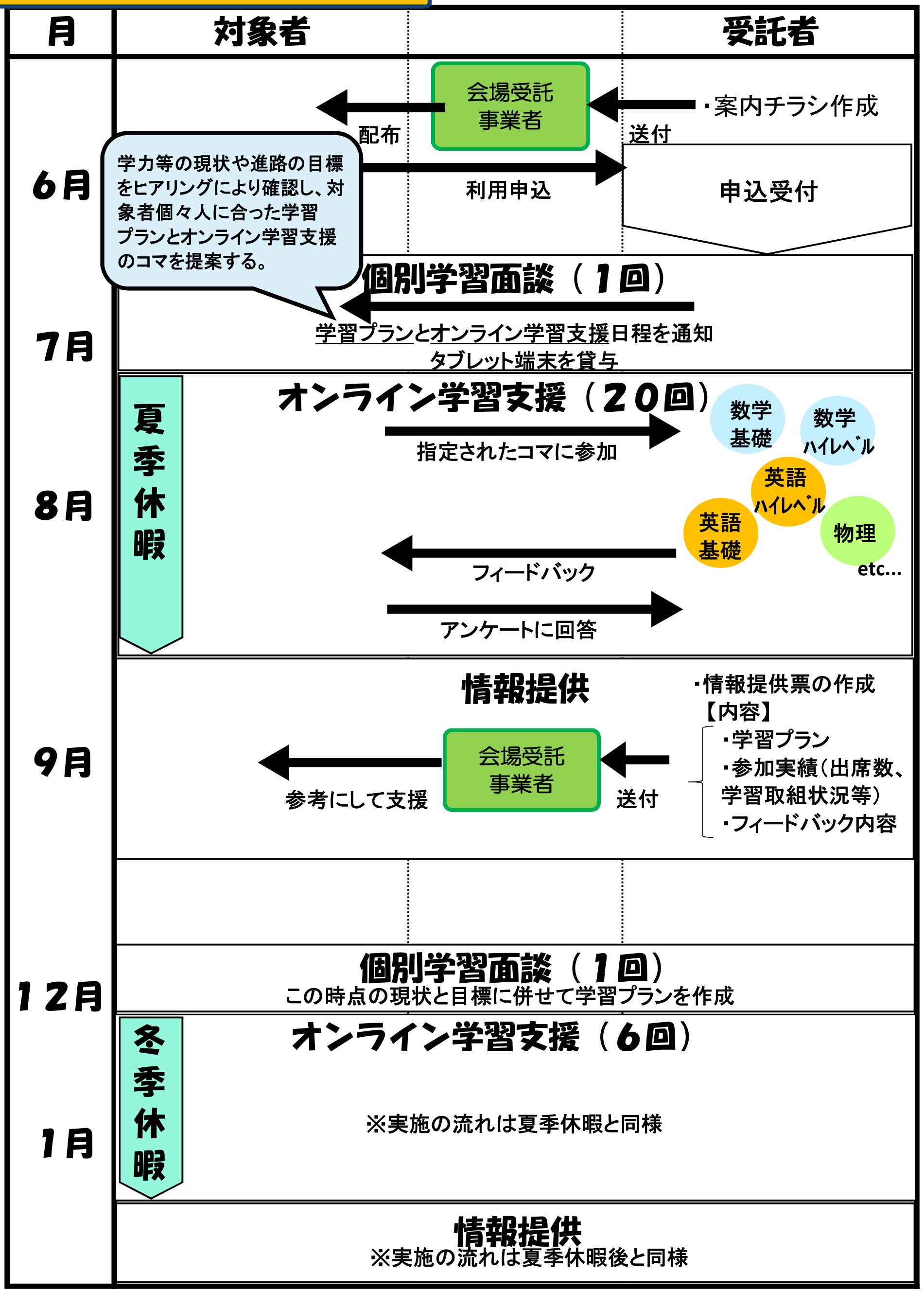

資料２－７

学習支援事業にかかる実績の推移

資料２－８

１　中学生の学習支援事業

（１）参加児童数　※令和7年度は7月31日時点　（単位：人）

年度	参加児童数	（内訳）		
		ひとり親	生活保護	生活困窮
令和元年度	1,423	1,067	283	73
令和2年度	1,344	1,038	255	51
令和3年度	1,347	1,038	259	50
令和4年度	1,302	1,016	241	45
令和5年度	1,254	961	218	75
令和6年度	1,279	1,030	174	75
令和7年度	1,117	920	147	50

（２）申込状況（一斉募集）　（単位：人）

年度	申込者数	会場決定者数
令和元年度	630	599
令和2年度	678	619
令和3年度	660	594
令和4年度	551	516
令和5年度	509	486
令和6年度	594	542
令和7年度	542	535

２　高校生世代への学習・相談支援事業

（１）参加児童数　※令和7年度は7月31日時点　（単位：人）

年度	参加児童数	（内訳）		
		ひとり親	生活保護	生活困窮
令和元年度	485	366	93	26
令和2年度	501	376	94	31
令和3年度	501	381	90	30
令和4年度	524	409	87	28
令和5年度	502	402	77	23
令和6年度	500	379	88	33
令和7年度	443	349	58	36

（２）中学校卒業生からの継続数　（単位：人）

年度	前年度中学卒業者数	参加児童数	（内訳）			参加率
			ひとり親	生活保護	生活困窮	
令和元年度	570	291	223	50	18	51.1%
令和2年度	571	243	175	48	20	42.6%
令和3年度	540	246	187	45	14	45.6%
令和4年度	526	255	199	40	16	48.5%
令和5年度	527	263	220	36	7	49.9%
令和6年度	493	222	158	48	16	45.0%
令和7年度	515	235	186	24	25	45.6%

（３）オンライン学習支援サービス利用者数　（単位：人）

年度	利用児童数	（内訳）		
		ひとり親	生活保護	生活困窮
令和3年度	69	52	11	6
令和4年度	87	71	14	2
令和5年度	47	34	11	2
令和6年度	26	15	9	2
令和7年度	6	2	3	1

資料３

ひとり親家庭の子どもの居場所づくり事業

１　趣　旨

思春期における家族観の変化から家庭以外の居場所を求める傾向にあるひとり親家庭の子どもに対して、子ども同士が絆を深めることができる学校や家庭以外の第3の居場所（サードプレイス）を提供し、参加した子どもが基本的な生活習慣、学習習慣及び社会性を身につけるとともに、自己肯定感の獲得や将来への自立意欲を高め、健全な成長をうながすことを目的とする。

２　沿　革

平成28年度	夏休み期間に市内2か所で毎日開催
平成29年度	7月から3月の期間、市内4か所で夏休み期間中に週2回、 2学期以降は週1回開催
平成30年度	7月から3月の期間、市内4か所で週1回型と週2回型に分けて実施。 週1回型も週2回型も夏休み期間中は週2回開催
令和元年度	7月から3月の期間、市内4か所で週1回型と週2回型に分けて実施。 週1回型も週2回型も夏休み期間中は週2回開催
令和2年度	本格実施。 7月から3月の期間、市内4か所で週1回開催。 夏休み期間中は週2回開催。
令和3年度～	4月から3月の期間、市内4か所で週1回開催。 夏休み期間中週2回開催。

３　事業の概要

対象児童	主にひとり親家庭の小学5年生～中学3年生
定　員	10～15名程度（1か所あたり）
実施か所数	4か所
開設時間	原則として平日の午後5時から午後9時を含む4時間以上、 または休日の4時間以上
実施回数	週1回（年49回程度）※夏期休暇期間は週2回
主な支援内容	・子どもたちが通いやすく過ごしやすい居場所の提供 ・基本的な生活習慣の習得につながる日課等の実施 ・子どもが学習に向かえるようになるための支援 ・月に１回程度、子どもの集団形成に資するようなイベント等の実施 ・おにぎり等の軽食の提供 ・子ども社会性の向上につながるような支援

令和６年度　ひとり親家庭の子どもの居場所づくり事業参加実績

（令和７年３月末日時点）

区分			愛知PFS協会 （北区）	ささしま サポートセンター （中村区）	想念寺 （熱田区）	こどもNPO （緑区）	合計
開催回数			53回	50回	52回	47回	202回
延べ参加人数			108人	479人	333人	506人	1,426人
1回平均 参加人数			2.0人	9.6人	6.4人	10.8人	7.1人
1回あたり 最大参加人数			4人	15人	13人	18人	
参加児童内訳	小学生		8人 （47.1%）	14人 （56.0%）	11人 （44.0%）	24人 （57.1%）	57人 （52.3%）
参加児童内訳	中学生		6人 （35.3%）	10人 （40.0%）	10人 （40.0%）	17人 （40.5%）	43人 （39.4%）
参加児童内訳	高校生		3人 （17.6%）	1人 （4.0%）	4人 （16.0%）	1人 （2.4%）	9人 （8.3%）
参加児童内訳	計 （うち区外参加）		17人 （東 1 中 1 西 2）	25人 （中川 1）	25人 （北 1 港 1）	42人 （—）	109人
参加児童内訳	参加割合別人数	75%以上	1人 （5.9%）	0人 （0.0%）	1人 （4.0%）	1人 （2.4%）	3人 （2.8%）
参加児童内訳	参加割合別人数	50%以上 75%未満	1人 （5.9%）	8人 （32.0%）	2人 （8.0%）	6人 （14.3%）	17人 （15.6%）
参加児童内訳	参加割合別人数	25%以上 50%未満	0人 （0.0%）	10人 （40.0%）	11人 （44.0%）	8人 （19.0%）	29人 （26.6%）
参加児童内訳	参加割合別人数	25%未満	15人 （88.2%）	7人 （28.0%）	11人 （44.0%）	27人 （64.3%）	60人 （55.0%）
サポーター	延べ参加人数		152人	175人	208人	285人	820人
サポーター	1回平均 参加人数		2.9人	3.5人	4.0人	6.1人	4.1人

ひとり親家庭の子どもの居場所づくり事業参加実績推移

年度	か所数	開催期間	開催頻度	延べ参加人数	１回平均参加人数
平成28年度（モデル実施）	２か所	夏休み期間	毎日	223人	2.7人
平成29年度（モデル実施）	４か所	７月～３月	週１回（夏休み期間は週２回）	1,075人	6.4人
平成30年度（モデル実施）	４か所	７月～３月	週１回型、週２回型（夏休み期間は週２回）	1,159人	5.4人
令和元年度（モデル実施）	４か所	７月～３月	週１回型、週２回型（夏休み期間は週２回）	1,007人	5.3人
令和２年度	４か所	７月～３月	週１回（夏休み期間は週２回）	837人	5.6人
令和３年度	４か所	４月～３月	週１回（夏休み期間は週２回）	882人	6.1人
令和４年度	４か所	４月～３月	週１回（夏休み期間は週２回）	1,387人	6.7人
令和５年度	４か所	４月～３月	週１回（夏休み期間は週２回）	1,666人	8.0人
令和６年度	４か所	４月～３月	週１回（夏休み期間は週２回）	1,426人	7.1人

資料４

＜令和7年度＞子どもの未来応援講師　特設講座について

１　概要

基礎的な学習が必要な児童生徒、および、発展的な学習を希望する児童生徒に対する学習指導を支援したり、悩みを抱える児童生徒を支援したりして、教育活動の一層の充実を図る。

２　特設講座

学力の二極化に対応し、家庭の事情などにより学習が困難な児童生徒を支援するために、小学校・特別支援学校の全配置校において、授業後（週2時間以上）と夏季・冬季休業中（20時間）に特設講座を実施する。中学校では、各配置校の実情に応じて実施する。

３　配置校（小学校：８０校・特別支援学校：４校）

No.	学校名	所在区	教科	No.	学校名	所在区	教科
1	内山小	千種	国語・算数	46	高木小	港	算数
2	千石小	千種	国語・算数	47	港楽小	港	算数
3	富士見台小	千種	算数	48	成章小	港	算数
4	旭丘小	東	算数	49	明徳小	港	算数
5	矢田小	東	算数	50	稲永小	港	算数
6	砂田橋小	東	算数	51	東海小	港	算数
7	杉村小	北	算数	52	野跡小	港	算数
8	東志賀小	北	算数	53	正保小	港	算数
9	城北小	北	算数	54	神宮寺小	港	算数
10	楠小	北	算数	55	福春小	港	算数
11	味鋺小	北	算数	56	豊田小	南	算数
12	西味鋺小	北	国語・算数	57	桜小	南	算数
13	宮前小	北	算数	58	道徳小	南	算数
14	児玉小	西	算数	59	笠寺小	南	算数
15	南押切小	西	算数	60	大生小	南	算数
16	稲生小	西	算数	61	大磯小	南	算数
17	比良小	西	算数	62	千鳥小	南	国語・算数
18	浮野小	西	算数	63	笠東小	南	算数
19	中村小	中村	算数	64	宝南小	南	算数
20	ほのか小	中村	算数	65	鳥羽見小	守山	算数
21	牧野小	中村	算数	66	白沢小	守山	算数
22	日比津小	中村	算数	67	苗代小	守山	算数
23	八社小	中村	算数	68	本地丘小	守山	国語・算数
24	栄小	中	算数	69	森孝西小	守山	算数
25	新栄小	中	算数	70	西城小	守山	算数
26	松原小	中	算数	71	緑小	緑	国語・算数
27	老松小	中	算数	72	浦里小	緑	算数
28	千早小	中	算数	73	黒石小	緑	算数
29	大須小	中	算数	74	南陵小	緑	算数
30	正木小	中	算数	75	大高南小	緑	算数
31	井戸田小	瑞穂	算数	76	香流小	名東	算数
32	豊岡小	瑞穂	算数	77	藤が丘小	名東	算数
33	船方小	熱田	算数	78	猪子石小	名東	算数
34	白鳥小	熱田	国語・算数	79	野並小	天白	算数
35	広見小	中川	算数	80	原小	天白	算数
36	愛知小	中川	算数	1	南特支分校	熱田	国語・算数・生活
37	篠原小	中川	算数	2	西特支	中川	国語・数学
38	豊治小	中川	算数	3	守山特支	守山	国語・算数・数学
39	万場小	中川	算数	4	天白特支	天白	数学
40	中島小	中川	算数				
41	五反田小	中川	算数				
42	春田小	中川	算数				
43	西前田小	中川	算数				
44	小碓小	港	算数				
45	西築地小	港	算数				

4 配置校（中学校：68校）　※ 網掛けは特設講座実施校（21校）

No.	学校名	所在区	教科
1	今池中	千種	
2	城山中	千種	
3	千種台中	千種	
4	千種中	千種	
5	東星中	千種	
6	あずま中	東	
7	冨士中	東	全教科
8	桜丘中	東	
9	矢田中	東	
10	北陵中	北	
11	大曽根中	北	
12	楠中	北	
13	北中	北	
14	浄心中	西	
15	菊井中	西	国語
16	名塚中	西	
17	天神山中	西	数学
18	山田中	西	理科
19	平田中	西	数学
20	笹島中	中村	
21	笈瀬中	中村	
22	御田中	中村	
23	豊正中	中村	
24	黄金中	中村	
25	日比津中	中村	理科・家庭
26	なごやか中	中村	数学
27	前津中	中	数学・保体
28	丸の内中	中	
29	伊勢山中	中	国語
30	白山中	中	数学
31	桜山中	昭和	
32	円上中	昭和	
33	駒方中	昭和	
34	田光中	瑞穂	
35	瑞穂ケ丘中	瑞穂	数学
36	汐路中	瑞穂	国語
37	沢上中	熱田	
38	宮中	熱田	英語
39	日比野中	熱田	
40	一柳中	中川	
41	昭和橋中	中川	
42	はとり中	中川	
43	助光中	中川	
44	港北中	港	数学
45	東港中	港	
46	宝神中	港	
47	当知中	港	
48	南陽東中	港	
49	新郊中	南	
50	桜田中	南	
51	明豊中	南	
52	名南中	南	
53	守山中	守山	
54	守山東中	守山	数学
55	大森中	守山	数学
56	鳴海中	緑	
57	大高中	緑	
58	滝ノ水中	緑	
59	鎌倉台中	緑	数学
60	神の倉中	緑	
61	高針台中	名東	国語・数学・英語
62	猪子石中	名東	数学
63	牧の池中	名東	
64	上社中	名東	数学
65	久方中	天白	
66	平針中	天白	
67	南天白中	天白	
68	原中	天白	理科・英語

子どもの未来応援講師の配置

令和７年度予算　４２３，２０６千円

１　具体的な活動

○授業中に担任を補助（TT）あるいは個別指導
○授業後や長期休業中の特設講座で希望児童生徒に学習指導
○児童生徒への声掛けや相談を実施

２　指導や支援の効果

TT授業
○つまずきの解消
○学習内容の定着

特設講座
○自信がつく
○学習意欲の向上

相談
○悩みや心配事の解消

参加した児童生徒の意欲の高まり：３．８＜４点満点　Ｒ６活用実績＞

３　議会要望（令和元年１１月市会）

教育先進都市に向けて、子どもの未来応援講師による特設講座はとてもよい事業であることから、小・中学校における学習の充実のために、子どもの未来応援講師を希望する全ての学校に配置すること。

４　配置校数（年度当初の配置校数）

○対象校　小・中・特別支援学校
○令和５年度　　１５２校

令和６年度　１５２校（維持）
令和７年度　１５２校（維持）

子どもの未来応援講師の校種別配置

○令和６年度
小８１校　中６７校　特４校

○令和７年度
小８０校　中６８校　特４校

資料５

給付型奨学金（教育奨励費＞高等学校給付型奨学金の支給）

名古屋市奨学金（高等学校給付型奨学金）（平成２９年度～）

１事業概要

・経済的な理由および育英の観点により、
・県内の高校等（通信制除く。中等教育学校後期課程含む）に通う
・市内在住者（7/1 に本人・保護者が在住。所得要件あり※1）に
・奨学金（年額 国公立 60,000、私立 72,000 円※2）を支給。

２予算・決算推移・実績 （単位：円）

	R3（ｺﾛﾅ）	R4	R5	R6	R7
予算	207,592,000	207,582,000	207,492,000	207,181,000	206,770,000
決算	205,684,889	197,161,940	195,815,749	205,518,626	-
執行残	1,907,111	10,420,060	11,676,251	1,662,374	-
執行率	99.1%	95.0%	94.4%	99.2%	-
残理由等		認定者数の実績が見込を下回った為			-

（単位：人）

予算人数	3,030	3,030	3,030	3,030※3	3,030
奨学生数 （国公･私）	3,032 （1,259・1,773）	2,897 （1,162・1,735）	2,882 （1,176・1,706）	3,032※4 （1,239・1,793）	-
申請者数 （国公･私）	3,226 （1,356・1,870）	2,930 （1,173・1,757）	2,945 （1,202・1,743）	3,342※5 （1,349・1,993）	-

３スケジュール・広報

スケジュール		広　報	
（申請）７月～	申請受付（Web 申請を原則とする）		
（推薦）～10 月末	学校で順位つけ、教委へ推薦	7~9 月	市内高校全員（市外高校は一定数）へ案内チラシを送付
（選考）11～12 月	学識経験者による選考会		広報なごや・HP に案内掲載
	選考結果を学校、申請者に通知	10 月	市内中学３年全員へチラシ配布
（支給）１月末	教委が各奨学生あてに振込		

４他都市　旧五大市（神戸以外）の給付型奨学金比較では県奨学給付金と併給可で本市が最も充実

５関係法令等　教育基本法五①②③④、学校教育法一六・一、教育振興基本計画 8-1

名古屋市入学支援金(教育奨励費＞入学支援金制度)

名古屋市入学支援金（令和７年度～）

１事業概要

・経済的理由により就学の支援が必要と認められる者に対し、高等学校等に入学をするために必要な学資（入学支援金として１人あたり７万円）を支給することにより、教育の機会均等に寄与するとともに、有意な人材の育成に資することを目的とする。

（受給要件）

①基準日（7月1日）現在、生徒及び保護者等が名古屋市内に居住していること。

②基準日において、愛知県内の中学校等（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部含む）に在学していること。

③県内に所在する（通信制課程は県外を含む。）対象学校種の高等学校等へ進学すること※1,2

④基準日の属する年度末の末日において16歳に達していない者※3

⑤経済的理由により就学の支援が必要と委員会が認める者※4,5

※１：高等学校等：高等学校及び中等教育学校後期課程（全日制、定時制、通信制（通信制に限り県外を含む。))、高等専門学校、専修学校及び各種学校(高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定められ国の就学支援金制度で対象となるものに限る。)(対象外の学校：特別支援学校高等部、専修学校・各種学校等で就学支援金対象外の学校)

※２：中学校等を卒業又は修了する年度の入学者選抜において、いずれの高等学校等にも合格しなかった者は、その後３年間のうちに合格した場合は特例的に再度認定対象とする。

※３：就学義務の免除・猶予や原級留置・下学年編入による学齢超過者を含む。

※４：生活保護制度の教育扶助受給者、児童福祉法の措置費受給者は除く。

※５：本市就学援助制度により認定を受けている者は対象者とみなす。

算定基準額	市町村民税の課税標準額×6%－調整控除の額(指定都市在住の場合は×3/4)<17万4,300円

２スケジュール・広報

4月～5月	各種団体等の調整、事務処理マニュアル、広報の準備、コールセンター契約
6月～7月	制度説明会・事務処理マニュアルの周知・広報なごや掲載手続き 広報・コールセンター設置・申請受付開始※（原則WEB申請、学校は経由せず）
9月末	一次申請受付〆切 ※口座・生徒手帳を添付（口座情報等は予め取得）
10月～11月	各中学校に対し申請者名簿を参考送付・お知らせ配布依頼（全員周知・紙）
12月	支給決定通知（Web申請システム又は郵送）、請求手続きのお知らせ（SMS・紙）
1～3月	請求書の提出（原則WEB提出） 請求書の提出のあった者から順次支給（総振払）することで入学前支給を実施 ※R7合格発表日：私学推薦特色1/16 私学一般1/27 公立一般3/11 公立定時後期3/18 公立通信後期3/25

３他都市　他の政令市独自の高校入学時の給付制度の比較では、金額、対象者の規模ともに本市が最も充実

４関係法令等　名古屋市入学支援金条例、施行規則、事務取扱要綱

資料５－２

令和７年度

＼他の奨学金等の制度と併用できます／

名古屋市奨学金

高等学校給付型奨学金

教育の機会均等に寄与し、有為な人材の育成に資することを目的とした修学に必要な学資を支給する制度です。

Web受付

支給額（年額）　返済不要

国公立 60,000円

私　立 72,000円

支給人数	1・2・3年生　各学年1,000名 定時制４年生　30名 ※昨年度支給された方も、毎年度の申請手続きが必要です。
支給対象	以下の全てを満たす方 ① 令和7年7月1日現在、生徒本人及び保護者等が名古屋市内に在住していること ② 令和7年7月1日現在、愛知県内の高等学校・中等教育学校後期課程に在籍していること ③ 保護者等の市町村民税所得割額が非課税又は非課税見込みであること（生活保護受給者は除きます） ④ 学業その他の活動で努力が認められるものであること（各校において学校長が推薦）
受付方法	原則 Web フォームにて受付。制度の詳細や受付方法は右下のコードまたは以下の URL から。 https://www.city.nagoya.jp/kyoiku/page/0000154510.html 締切：令和７年９月30日（火） ※Webでの提出を原則とします。やむを得ない事情がある場合は、在学している学校へご相談ください。
支給決定	結果通知：令和８年１月上旬までに学校を通じて通知します。 支給時期：令和８年１月末頃 名古屋市教育委員会から奨学生（生徒）名義の預金口座へ支給します。 ※保護者名義の口座への振り込みは原則できません。生徒名義の口座をお持ちでない場合は作成してください。

【9月30日まで】Webフォームにて申請情報入力（令和7年1月1日時点に名古屋市に住民登録がなかった方は課税証明書を添付） → 学校による推薦 → 【12月下旬～1月上旬】支給決定通知配布 → 【1月末頃】奨学生（生徒）名義の口座に支給

［お問い合わせ］　名古屋市教育委員会学事課　☎052-972-3251

◯ 提出書類　Webフォームにて以下の書類を提出してください。

提出書類	該当者
①申請者（生徒）の振り込み口座が分かる画像データ	**①申請者全員** （申請時点で生徒名義の口座をお持ちでない場合、必ず年内に生徒名義の口座を開設してください。12月以降提出先をご案内します）
②令和７年度市町村民税所得割額のわかる「課税証明書」 ●保護者等の全員分を用意してください。 ●「住民税納税通知書」及び「住民税特別徴収税額決定通知書」のコピーは不可。 ●マイナンバーが記載されたものは不可。	**②申請年の1月1日時点で名古屋市に住民登録がなかった方及び名古屋市教育委員会より別途依頼があった方** ※申請年の１月１日時点で名古屋市に住民登録があった方は、校長や教育委員会による市町村民税等の確認に関する同意事項に同意いただくことで、提出が不要となります。

◯ 失業等により今年の収入が急減した方へ

保護者等が失業（解雇、倒産）などにより、収入が急減した場合、令和７年度の市町村民税所得割額が課税されていても、今年の収入が非課税見込みであれば、対象となることがあります。詳しくは市HPをご確認いただくか学校へお尋ねください。

※受付はWebではなく申請書(紙)によります。

◯ 支給対象にかかる要件について

・表面の支給対象①③の「保護者等」とは、原則生徒の親権者（全員）であり、親権者がいない場合は主たる生計維持者です。また、所得確認対象には親権者の配偶者も含みます。
・表面の支給対象②について、通信制、専攻科の高等学校、専修学校、高専、特別支援学校高等部、高等特別支援学校は対象外です。
・基準日現在の生徒について、生活保護費のうち生業扶助や、児童福祉法の定めを踏まえ支給される見学旅行費または特別育成費が支給されている場合は対象外となります。

よくあるご質問

〈保護者等について〉

Q１　市外に単身赴任している保護者がいる場合、対象になりますか。
A１　保護者の一方が単身赴任等で名古屋市外に住民登録がある場合でも、生徒と同居する保護者が名古屋市内に住民登録があれば対象となります。
Q２　７月１日時点では名古屋市に住民登録をしていましたが、転居して現在は名古屋市外に住民登録しています。対象になりますか。
A２　対象になります。申請時は現時点の住所を入力してください。７月１日時点の住所を確認します。

〈書類について〉

Q３　Webによる申請ができません。ほかに申請方法はありますか。
A３　原則Webによる申請のみとします。やむを得ない事情がある場合、在学している学校へご相談ください。

■お問い合わせ：名古屋市教育委員会事務局学事課就学奨励担当（052-972-3251）または各学校
■市HP(奨学金)：https://www.city.nagoya.jp/kyoiku/page/0000154510.html

市HP▶

● 就学奨励事業への寄附のお願い

名古屋市では、なごやっ子の高校での学びを経済的に支援する様々な就学奨励制度を独自に実施しています。こういった事業にご賛同いただける方は、「名古屋市教育基金」へのご寄付をぜひお願い申し上げます。

※この寄附金は、ふるさと寄附金（納税）に該当します。詳しくは市HPをご覧ください。

資料５－３

令和8年4月
高校入学予定の
皆さんへ

安心して
高校生活を始めるために

名古屋市
入学支援金のご案内

高校などへの進学にあたり、
経済的な不安を抱えている方に名古屋市から
高校入学時に必要となる学資を支給します。

対象 未来まなび応援金（就学援助制度）と同程度の経済的な要件を満たしている中学3年生
（4人世帯の場合、年収590万円未満が目安）

詳しくはうら面をご覧ください ➡

名古屋市教育委員会

入学支援金制度とは

高校等入学時の経済的な負担を軽減し、進学を支援するため、中学３年生に１人あたり７万円を給付する制度です。（返還不要の給付型制度です。）

制度の対象となる方　次の①～④のすべての要件に該当することが必要です。

① 生徒本人及び保護者が令和７年７月１日時点で名古屋市内に居住していること。
② 愛知県内の中学校等（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部含む）に令和７年７月１日時点で在学していること。
③ 愛知県内の制度の対象となる高等学校等へ入学すること。（通信制課程は県外も可）
④ 経済的理由により就学の支援が必要と教育委員会が認めること。

※生活保護費及び児童福祉法の措置費を受給している方は、当該制度により高校入学時の費用が支給されるため、入学支援金の対象となりません。

経済的理由により就学の支援が必要と教育委員会が認める方とは

以下のいずれかに該当する方が対象となります。

・**保護者全員の「令和７年度市民税の課税標準額×６％－市民税の調整控除額×３/４」の合計額が１７４，３００円未満である方**※
・**本市就学援助の９月以降の認定を受けた方**（※生活保護法に規定する要保護者を除く）

※就学援助と異なり、世帯ではなく保護者の収入で判定額を計算します。
※基準額の 174,300 円を超えていても、保護者の失業等自己の責めによらない事由により収入が著しく減少し、令和７年の収入見込が市民税所得割額非課税相当となる場合は、家計急変として対象となる場合があります。詳しくは市ホームページをご確認ください。
※課税地が政令市でない場合、算定式は「市町村民税の課税標準額×６％－調整控除額」です。
※海外在住により課税されない場合や、住民税未申告の場合は認定できません。
※判定額は、以下を参考に各ご家庭においてもおおまかに確認できます。

『令和７年度　市民税・県民税・森林環境税　納税通知書兼税額決定通知書』

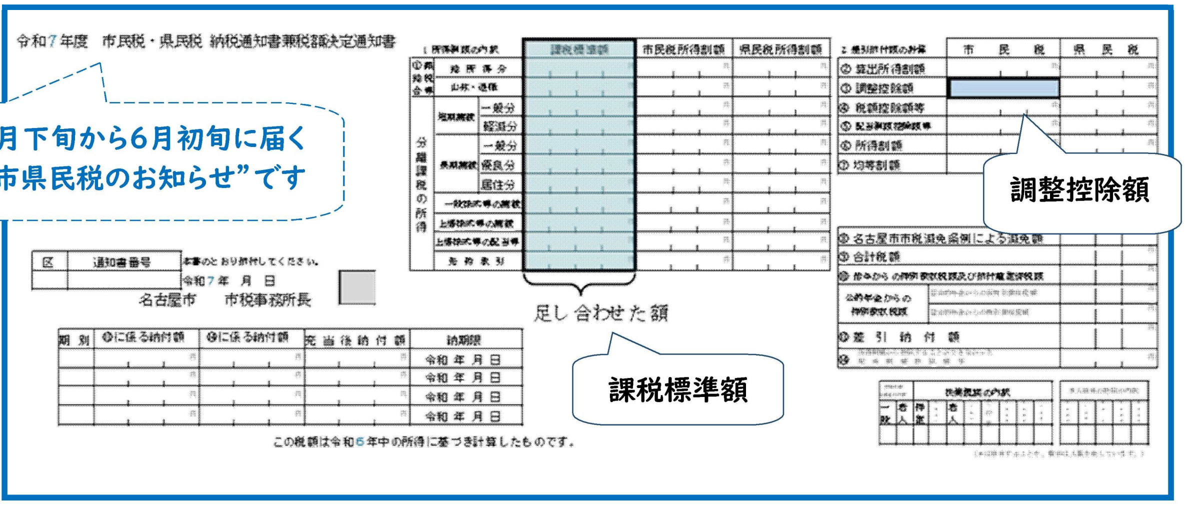

『令和７年度　給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定通知書』

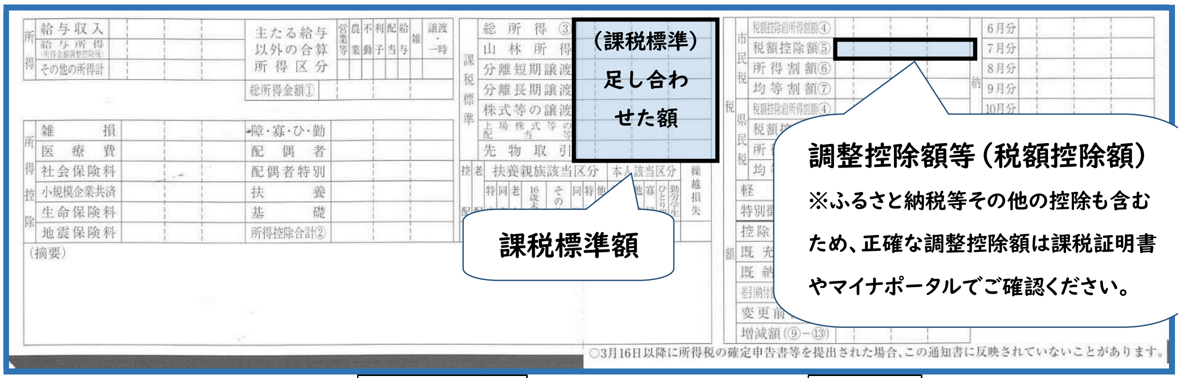

計算式：（市民税の課税標準額＿＿＿＿×0.06）－（調整控除額＿＿＿＿×0.75）＝＿＿＿＿

保護者全員の計算結果の合計額が 174,300 円未満で対象となります。

制度の対象となる学校（国公立、私立）

〇愛知県内の高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校、専修学校高等課程
〇全国の高等学校通信制課程
〇愛知県内の専修学校及び各種学校（高等学校就学支援金制度の対象校に限る。）
・専修学校の一般課程や各種学校のうち国家資格者養成課程に指定されている学校
・高等学校等就学支援金制度の対象として文部科学大臣が指定する外国人学校

※高等学校専攻科、特別支援学校高等部への進学の場合は対象となりません。
※科目履修生や聴講生としての進学の場合は対象となりません。

申請期限　令和７年９月３０日（火）まで

申請方法　①右の二次元コードまたは以下のＵＲＬから市ホームページにアクセス
②表示されたページ内の「名古屋市電子申請サービス」リンクをクリック
③電子申請サービスに必要事項を入力して送信

市ホームページＵＲＬ： https://www.city.nagoya.jp/kyoiku/page/0000186730.html

※電子申請が困難なご事情がある場合は、教育委員会学事課までご連絡ください。申請方法をご案内します。

電子申請時に提出する書類（画像データ）

次の書類の画像データの提出が必要です。申請前にあらかじめご準備ください。

	対象者	提出書類（画像データ）	注意事項
①	申請者全員	在籍する中学校等の生徒手帳または在学証明書	生徒氏名･在籍する学校名の記載があるページ
②		通帳口座（生徒名義に限る）	保護者名義不可。（未作成の場合、作成してください）

※ 令和７年１月１日時点で名古屋市外に住民登録のあった方は、当時お住まいの市町村で発行される令和７年度の課税証明書（市県民税証明書等、市町村により名称は異なる。）を保護者全員分提出する必要があります。
※ 家計急変の申請の場合、別途必要な書類があります。詳しくは市ホームページをご確認ください。
※ その他要件の確認のため、追加で書類が必要となる場合があります。

認定　令和７年１２月頃、申請時に入力されたメールアドレス宛に、結果通知および請求のご案内をお送りします。

請求　令和８年３月までに、市ホームページまたは結果通知時にご案内する「名古屋市電子申請サービス」の請求用ページから、合格が確認できる画像データ（高校等の合格通知書、ＷＥＢ合格発表の画面、入学許可証など）を添付して請求してください。請求後、約２週間後に生徒名義の口座へ振り込みを行います。

注意事項・その他

・本市就学援助の認定を受けている方も申請が必要です。
・他の奨学金と併給できます。
・同学年の兄弟姉妹がいる場合は、それぞれ申請が必要です。
・申請に関する情報は、在学状況等の申請要件を確認するため、必要に応じてお通いの学校にも共有します。
・現時点で制度の対象となる高校等への進学が決まっていない場合も申請できます。

問い合わせ先（専用ダイヤル）

名古屋市教育委員会 学事課 入学支援金担当（ＴＥＬ ０５２－９７２－３２７８）へお問い合わせください。

名古屋市入学支援金とは?

お子さまが愛知県内の高等学校などへ入学するにあたり、
入学時の費用として**7万円を支給**する制度です。

対 象　以下の項目のすべてに該当する必要があります。

- **本市在住で愛知県内の中学校などに在学している中学3年生**
- **愛知県内の高等学校など(通信制については県外も対象)へ入学**
- **経済的な要件を満たしている**
  (4人世帯の場合、年収590万円未満が目安=未来まなび応援金(就学援助制度)と同程度)

※対象の学校種や経済的な要件についての詳細はホームページをご確認ください。

▶名古屋市入学支援金のホームページ(申請はこちらから)
https://www.city.nagoya.jp/kyoiku/page/0000186730.html

申請から支給までの流れ

1　学校からお知らせ配布

2　申請手続き
原則Webにて申請を行います。(手続きの方法や申請時に必要な添付書類はホームページをご確認ください)

3　審査・認定
提出していただいた証明書などをもとに審査を行い、結果をメール経由で通知します。

4　請求
❸で認定された方は、本制度の対象校に合格したら、合格通知書などをWebから提出してください。

5　支給
❹で提出していただいた書類を確認後、不備がなければ名古屋市入学支援金が支給されます。

名古屋市入学支援金に関するお問い合わせ先
名古屋市教育委員会 学事課
TEL 052-972-3278　FAX 052-972-4175

就学奨励事業への寄附のお願い

名古屋市では、なごやっ子の高校での学びを経済的に支援する様々な就学奨励制度を独自に実施しています。
こういった事業にご賛同いただける方は、「名古屋市教育基金」へのご寄附をぜひお願い申し上げます。

※この寄附金は、ふるさと寄附金(納税)に該当します。
※寄附いただいたお金は事業費に使用させていただきます。

詳しくは市ホームページまたは名古屋市教育委員会学事課(052-972-3278)までお問い合わせください。

なごや子ども応援委員会について

趣　旨

さまざまな悩みや心配を抱える子どもや親を総合的に支援し、子どもの目前の進路にとどまらず将来の針路を応援するため、市内を 17 ブロック（中学校ブロック 16，高等学校・特別支援学校ブロック 1）に分け、なごや子ども応援委員会を運営している。

常勤の総合援助職、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、会計年度任用職員のスクールセクレタリー、スクールポリス、スクールカウンセラーを配置している。

（参考）令和６年度なごや子ども応援委員会相談等対応の状況について

（１）　相談等対応件数(延べ数)

年　度	6 年度
件数（件）	43,221

（令和 5 年度：42,883 件）

（２）　相談等対応の対象児童・生徒数（実数）

対象学年	小学生	中学 １年生	中学 ２年生	中学 ３年生	高校生	その他	合計
人数(人)	1,591	1,915	1,680	1,299	135	25	6,645

（令和 5 年度:6,465 人）

（３）　内容別 対応件数（延べ数）

内容	不登校	いじめ 問題	暴力 行為	児童 虐待	友人 関係	貧困の 問題	ヤング ケアラー
件数	14,058	832	267	1,738	3,743	148	268

内容	非行・ 不良行為	家庭 環境	教職員と の関係	心身の 健康・ 保健	学業・ 進路	発達 障害等	その他
件数	384	5,454	359	8,475	1,361	4,731	1,403

仕事・暮らし自立サポートセンター

１　概要

市内３か所（名駅・金山・大曽根）に設置した「仕事・暮らし自立サポートセンター」において、生活困窮者の幅広い相談と支援を一体的に実施し、相談者の状況に応じて、住居確保給付金の支給や家計改善、就労準備、就労訓練等の支援を行うとともに、食料支援や法律相談を実施している。

２　令和６年度 相談支援実績

（１）相談対応状況

区　分	件　数
新規相談受付（本人未特定含む）	4,093
新規相談受付（本人特定のみ）	3,317
情報提供等	1,540
他機関・他制度へのつなぎ	341
継続支援	1428
支援プラン作成	753

注：本人特定は氏名及び連絡先が判明したもの

（２）相談経路

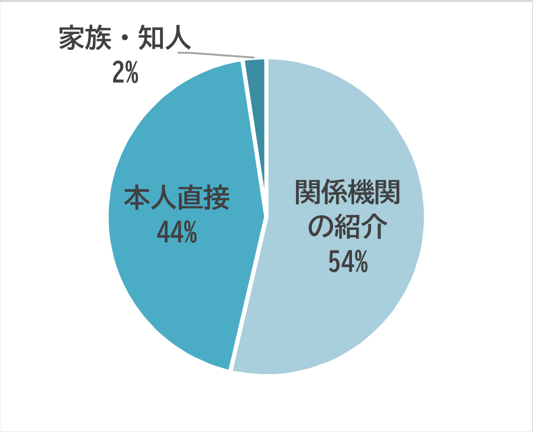

（３）主な支援状況

区　分	内　　容	件　数
住居確保給付金	離職等により住居を失うおそれのある方に、就職活動を条件に家賃相当の給付金を有期で支給。　※収入・資産制限あり。	291
家計改善支援	家計の見える化を行い、家計簿の作成等の支援を行うとともに、各種給付制度の利用や滞納の解消、債務整理に関する支援等を実施。	153
就労準備支援	生活習慣の確立や社会的マナーの習得、コミュニケーション力の向上のほか、就労体験を通じて適性のある職業を探すなど、一般就労に向けた準備を実施。	75
就労訓練（中間的就労）	本市の認定した事業所において、支援付きの就労の機会を提供し、就労訓練を実施。	16
就労支援	ハローワークの生活保護受給者等就労自立促進事業（区配置の個別相談員）と連携し、就職支援を実施。	621

（４）その他支援状況

区　分	件　数
食料支援	1,150
弁護士による法律相談	202

注１：食料支援は、民間の支援団体と連携して実施。同一世帯に支援した件数を含む（最大3回）
注２：弁護士による法律相談は、定例相談、電話等相談、来所相談、出張相談の合計

（５）相談者の世帯構成

n=4,093

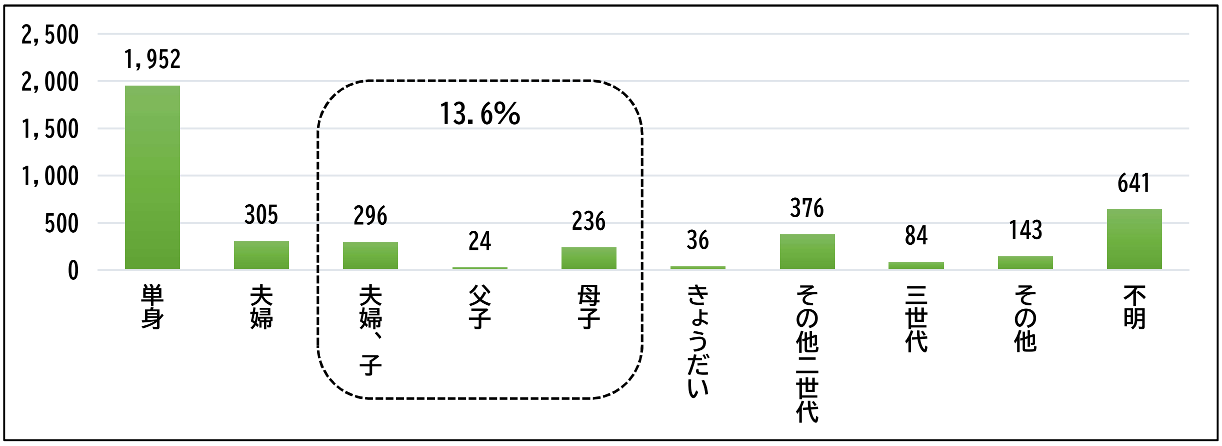

（６）課題・背景要因

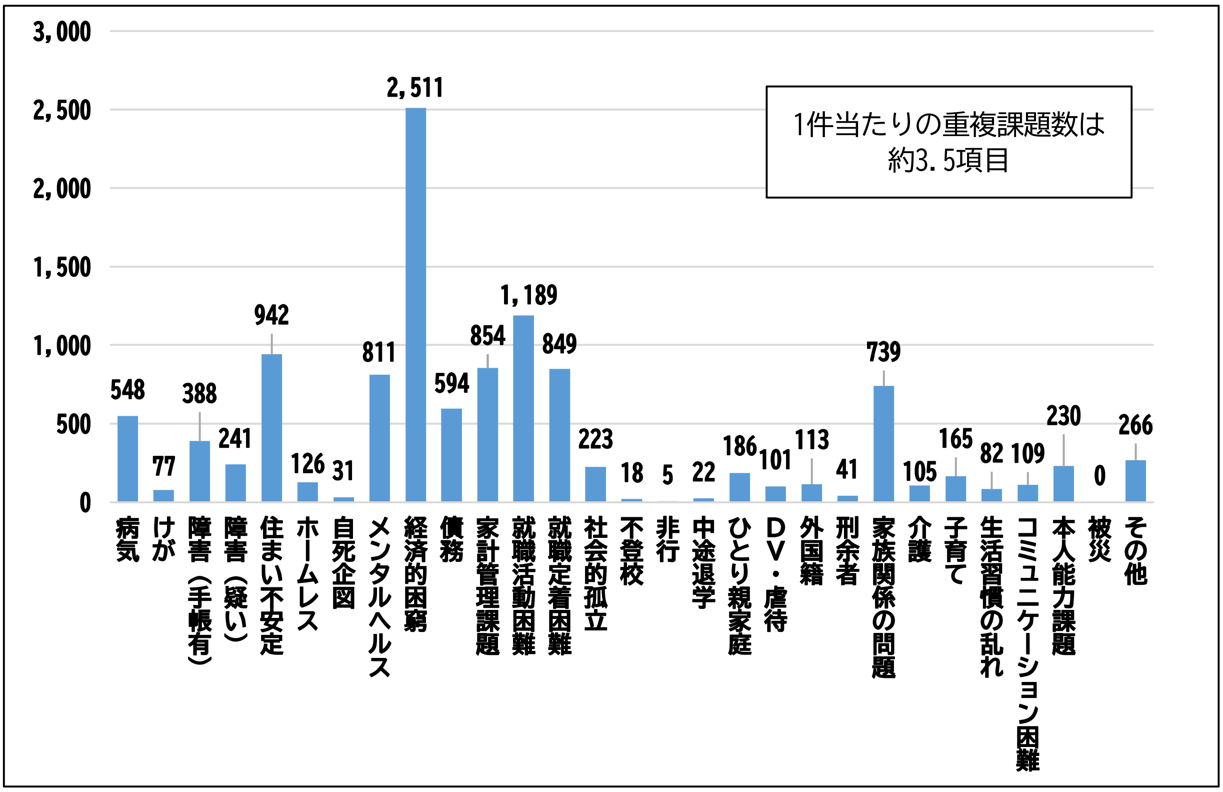

資料８

ひとり親家庭等への大学受験料等補助

1　趣　旨

進学段階での貧困の連鎖を断ち切るため、中学生の学習支援事業及び高校生世代への学習・相談支援事業に登録等している中学3年生及び高校3年生世代の子どもを対象として、大学等受験料及び模試費用の補助を行うことで、経済的課題を抱えるひとり親家庭等の子どもの進学に向けたチャレンジを後押しするもの。

2　根　拠

ひとり親家庭等生活向上事業実施要綱（こども家庭庁）
第４の２　こどもの生活・学習支援事業（３）⑤⑥

3　概　要

（１）対象者

ア　中学生の学習支援事業及び高校生世代への学習・相談支援事業に登録している子
イ　児童扶養手当受給相当の所得水準のひとり親世帯又は住民税非課税世帯（生活保護受給世帯を含む）の子ども

（２）補助額

区分	対象費用	補助額
大学等受験料補助	大学、短期大学、専修学校（専門課程）及び高等専門学校（4年時）を受験する際の受験料に該当するものとして支払った費用	一人あたり 53,000円上限
模試費用補助	大学等を受験する年度に受ける模試の受験料として支払った費用	一人あたり 8,000円上限
	中学3年生が進学のための受験に向けた模試の受験料として支払った費用	一人あたり 6,000円上限

（３）実施主体

名古屋市（問い合わせ対応、申請受付及び発送業務はコールセンターへ委託）

4　予算額・決算額の推移

区　分	令和6年度	令和7年度
予　算　額	159,836　千円	159,836　千円
特　定　財　源	73,700　千円	73,700　千円
一　般　財　源	86,136　千円	86,136　千円
決　算　額	―　千円	―　千円
特　定　財　源	―　千円	―　千円
一　般　財　源	―　千円	―　千円
不　用　額	―　千円	―　千円

5　実績（交付決定件数　令和6年度）

（１）大学等受験料補助

区　分	令和6年度			
	補助件数		補助額	
大学等受験料補助 （うち学習支援登録）	**757** (38)	**件** 件	**32,384,000** (1,782,000)	**円** 円
ひとり親世帯	673	件	28,685,000	円
非課税世帯	55	件	2,565,000	円
生活保護世帯	29	件	1,134,000	円

（２）模試費用補助

区　分	令和6年度			
	補助件数		補助額	
模試費用補助	**416**	**件**	**3,006,720**	**円**
高校3年生世代 （うち学習支援登録）	**327** (28)	**件** 件	**2,496,460** (214,630)	**円** 円
ひとり親世帯	290	件	2,216,540	円
非課税世帯	30	件	227,790	円
生活保護世帯	7	件	52,130	円
中学3年生 （うち学習支援登録）	**89** (38)	**件** 件	**510,260** (222,960)	**円** 円
ひとり親世帯	81	件	462,260	円
非課税世帯	5	件	30,000	円
生活保護世帯	3	件	18,000	円

名古屋市ひとり親家庭等への大学受験料等補助

高校3年生世代
対　象

大学・短大・専門学校などの

受験料および模試費用を補助します

1　補助額

①大学等受験料補助金　１人あたり　**53,000円**上限

②模試費用補助金　１人あたり　**8,000円**上限

2　対象者

市内在住の高校3年生※の子どもを扶養する方のうち、以下のいずれかに該当する方

(1)児童扶養手当受給相当の所得水準のひとり親世帯

(2)生活保護受給世帯

(3)住民税非課税世帯

(4)対象の子どもが高校生世代への学習・相談支援事業に登録している世帯

※19歳になる年度の大学受験生も対象です。

3　申請受付期間（予定）

令和7年11月4日（火）～令和8年3月31日（火）

申請方法は決まり次第、広報なごや・名古屋市公式ウェブサイト等でお知らせします。

4　必要書類

必要書類は決まり次第、名古屋市公式ウェブサイト等でお知らせします。

【支払証明書類】は必ず必要です。申請まで失くさないように保管しておいてください。

《支払証明書類の例》

大学等受験料補助金：

受験校・受験料・支払日・受験者または支払者が確認できる書類

（振込控と募集要項等）

模試費用補助金：

模試名・模試費用・支払日・受験者または支払者が確認できる書類

（振込控と模試申込書等）

【お問い合わせ】名古屋市子ども青少年局子ども未来企画課
TEL　052-972-3199

令和7年5月作成

名古屋市ひとり親家庭等への大学受験料等補助

よくあるご質問（FAQ）

Q１　申請方法や申請先など、詳しい内容はどこでわかりますか。
A１　現在準備中です。詳細が決まり次第、名古屋市の公式ウェブサイトでお知らせします。
また、申請期間中はコールセンターを設置予定です。

Q２　自分が児童扶養手当受給水準かどうか確認できますか。
A２　ジョイナス.ナゴヤのウェブサイトで試算することができます。

ｼﾞｮｲﾅｽ.ﾅｺﾞﾔ
児童扶養手当試算

Q３　何回でも申請できますか。
A３　１人のお子さんにつき、１回のみとなります。
複数の学校や学部を受験する場合も、まとめて申請してください。
大学等受験料と模試費用も、まとめて1回で申請してください

Q４　受験料の合計が53,000円より少ない場合も53,000円もらえますか。
A４　上限に満たない場合は実際に支払った金額の補助となります。

Q５　支払証明書類をなくしてしまいました。どうすればよいですか。
A5　「受験校」「受験料」「支払日」「受験者または支払者」（模試費用の場合は 「模試名」「模試費用」「支払日」「受験者または支払者」）が確認できる代わりの書類があれば、申請することができます。
(申込書と入金確認メールの画面コピー等、複数の組み合わせも可)
足りない項目がある場合は申請することができないので、書類は失くさないようご注意ください。

Q６　申請してからどのくらいで入金されますか。
A６　申請内容の審査後、補助金の交付決定を行います。口座に補助金が振り込まれるまでに２か月以上かかることもございますので、ご了承ください。

【お問い合わせ】名古屋市子ども青少年局子ども未来企画課
TEL　052-972-3199

令和7年5月作成

資料９

子ども食堂について

１　本市の子ども食堂

子ども食堂は、さまざまな子どもが一人でも安心して来られる無料または低額の食堂で、子どもの孤食を防止するとともに、食事を通して子どもをはじめ地域の方々が顔の見える関係としてつながる「地域福祉」の取組みである。また、行政の枠に縛られず各地域の状況に応じて、各食堂が柔軟に創意工夫を凝らしながら運営しているところが子ども食堂の良さである。

本市の子ども食堂の数は、市公式ウェブサイト掲載分で令和 7 年 5 月 31 日時点で 143 か所となっており、子ども食堂の数は年々増加している。

➢ 市 HP に掲載している子ども食堂数の推移

R3	R4	R5	R6	R7
74	109	123	140	143

※年度末時点（R7 は 5 月 31 日時点）

２　子ども食堂への支援

⑴　子ども食堂推進事業（平成29年度より実施）

名古屋市社会福祉協議会を通して子ども食堂開設助成金（上限額5万円/1回）を交付すること等により、子ども食堂の取組みを推進（詳細は【別紙1】参照）。

⑵　子ども食堂等運営補助金（令和５年度より実施）

子ども食堂等が食事提供等による交流にとどまらず、地域とのつながりを持つ場であることを重要視し、地域で子どもたちを見守り、行政等の必要な支援に繋ぐ取組みを促進することを目的として運営補助金を創設。

①子ども食堂、②学習支援、③その他居場所として資する事業のうち、①・②のいずれかを実施した場合は年間上限 10 万円、①～③の複数を実施した場合は年間上限 20 万円の運営補助金の交付を実施（詳細は【別紙 2】参照）。

【令和 6 年度実績】

交付件数：72 か所

（①・②のいずれかを実施　53 か所
①～③の複数を実施　19 か所）

⑶　子ども食堂等コーディネート事業（令和５年度より実施）

子ども食堂をはじめとした居場所づくりに関して、地域における担い手の発掘や育成、運営補助金の申請受付、立上げや運営に関する総合相談などを市社協に委託して実施。

３　子ども食堂に対する今後の関わり方について

子ども食堂が果たす役割や取り巻く状況は今後も変化することが予想されることから、地域の自発的な取組みはこれまでどおり尊重しつつ、行政として促進したい部分へ施策を打つとともに、コロナ禍や物価高騰など情勢の急変によって困難に直面した場合に必要な支援ができるよう、子ども食堂に係る状況は今後も注視していく。

名古屋市子ども食堂推進事業の実施について　（令和６年度実績）

事　項	内　　　　容

事業目的・内容

○子どもの孤食を防止し、子どもが安心して食事ができる機会を提供することを通じて、子どもの健やかな育ちを支援する取り組みである「子ども食堂」を推進するため、以下の(1)～(2)を実施している。

＜名古屋市における子ども食堂推進の取り組み＞

(1)子ども食堂推進事業（市補助事業）
　①子ども食堂開設助成金（上限５万円）の交付
　②子ども食堂の啓発等を目的としたシンポジウム等の実施
(2)子ども食堂運営費助成金の交付（名古屋市福祉基金）

子ども食堂の開設状況

○区別設置数（合計 140 か所）

区	設置数	区	設置数	区	設置数	区	設置数
千 種	7	中 村	13	熱 田	6	守 山	8
東	6	中	12	中 川	11	緑	12
北	12	昭 和	6	港	8	名 東	10
西	7	瑞 穂	5	南	9	天 白	8

○開催回数：月１回 101 か所、月２回 17 か所、月３回 １か所、月４回３か所、
週２日 １か所、週５日以上 ４か所、その他(不定期等) 13 か所

○会　　場：実施団体の施設等 28 か所、コミュニティセンター・集会所等 33 か所、
教会・寺 18 か所、喫茶店等 13 か所、社会福祉施設 36 か所、
個人宅・空き家８か所、在宅サービスセンター2 か所、その他２か所

○参 加 費

子ども：無料 98 か所、50 円２か所、100 円 29 か所、150 円２か所、200 円５か所、
300 円１か所、その他（寄付等）３か所　※子どもは主に小学生の参加費

大　人：200 円～500 円前後で設定している子ども食堂が多い

○担 い 手：半数近くがボランティアグループや地域の有志で運営し、他 NPO 法人や社会福祉法人、生活協同組合等が担い手となり、活動している。

主な事業実績

○助成金の交付

R6：開設助成　23 件　運営助成　上半期９件　 下半期 10 件
R5：開設助成　19 件　運営助成　上半期 11 件　 下半期 10 件
R4：　開設助成　16 件　運営助成　上半期９件　 下半期７件

○子ども食堂フォーラムの開催

R6：3 月 5 日　講演/NPO 法人西成チャイルドケアセンター代表理事　川辺　康子氏（112 名参加）
R5：3 月 14 日　講演/認定 NPO 法人キッズドア執行役員　松見　幸太郎氏（158 名参加）
R4：3 月 10 日　講演/認定 NPO 法人フリースペースたまりば　西野　博之　氏（126 名参加）

令和７年度名古屋市子ども食堂等 運営補助金のお知らせ

子ども食堂や学習支援等は食事や学習機会の提供のみならず、「子どもの居場所」として地域とのつながりを持つ場でもあります。この補助金は、子ども食堂や学習支援等の活動経費を補助することにより、地域で子どもたちを見守り、必要な支援に繋ぐ取組みを促進することを目的とします。

補助内容	①子ども食堂　②学習支援　③その他子どもの居場所として資する事業のうち、 ①・②のいずれかを 90 分以上実施　　：上限 100,000 円/年 ①～③の複数をあわせて 90 分以上実施：上限 100,000 円/年 ①～③の複数をそれぞれ 90 分以上実施：上限 200,000 円/年 ※③のみは不可
補助要件（主なもの）	・対象となる活動を同一場所で月 1 回以上実施すること。複数事業として補助を受ける場合、それぞれ月 1 回以上実施すること。 ・構成員３名以上の団体で、構成員の名簿及び定款等の規約など組織運営に関する明文の定めを有していること。 ・子どもの参加人数が補助対象期間を通じて開催 1 月あたり平均 10 名以上いること。ただし、子どもの参加人数が 10 名以上である月が補助対象期間中半数以上あること。（月２回以上実施の場合は、１月で最も人数の多い回を対象とします。） ・本市の委託事業や補助事業でないこと。
対象経費	・食材費、衛生用品、弁当用容器、参考書、文房具、その他事業実施にあたり必要な消耗品（子ども食堂等とそれ以外の用途で按分が必要な経費を除く） ・郵送料、各種保険料　　・チラシ印刷代、検便経費　　・会場賃借料 ※他の助成・補助事業として採択された経費は補助対象から除く。
対象期間	令和７年４月１日（火）～令和８年２月２８日（土）
申請期間	令和７年４月１日（火）～令和７年９月３０日（火）
実績報告	令和７年１０月１日（水）以降（子ども食堂等の 6 か月以上の継続実施、かつ補助対象経費が上限額を超えた時点より、随時受付を行います。） ※提出期限は令和８年３月９日（月）【必着】
申請方法	名古屋市社会福祉協議会地域福祉推進部に郵送又はメールにて必要書類を提出 〒462-8558 名古屋市北区清水四丁目 17 番１号　名古屋市総合社会福祉会館５階 電　話：052-911-3193　ＦＡＸ：052-917-0702 メール：chiiki3193@nagoya-shakyo.or.jp
お問合せ先	名古屋市子ども青少年局子ども未来企画課 〒460-8508　　名古屋市中区三の丸三丁目１番１号 電話：052-972-3199　ＦＡＸ：052-972-4204 メール：a3199@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp

※令和７年度より補助要件・申請様式を変更しておりますのでご注意ください。

※詳しい補助要件・申請方法等については、市公式ウェブサイトをご覧ください。申請様式、申請の手引きをダウンロードいただけます。

URL：https://www.city.nagoya.jp/kodomoseishonen/page/0000163327.html

資料１０

学習支援事業（中学生・高校生世代）の課題と対応案

【課題１】学習サポーターの報酬について

課題	事業継続性の観点から学習サポーターの確保が重要であるが、学習サポーターの報酬について、最低賃金の上昇に伴い最低賃金と同程度の報酬額となっており、事業開始当初と比較すると相対的な報酬額が低下している。
対応案	現状では学習サポーターの確保についてひっ迫した状況にはないが、今後確保が困難となる状況を想定し、塾講師や家庭教師などの平均的な賃金や最低賃金の上昇率等を考慮し、学習サポーターの報酬額を検討する。

【課題２】学習支援事業の周知について

課題	事業の周知について、親から児童へ内容が伝わらず、児童まで情報が行き届いていない可能性があるため、児童と関わる身近な人からの案内方法について検討を要する。
対応案	事業内容が伝わる中学生向けの案内チラシを作成し、募集案内への同封やケースワーカーが案内する際などで活用する。また、学校においても個別支援の中で事業を案内する際に、当該チラシを活用した事業案内等を行う。